

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第96号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年9月24日 15時45分ごろ
発生場所	宮城県女川町出島漁港 女川町所在の寺間港防波堤灯台から真方位345°2,100m付近 (概位 北緯38°27.5′ 東経141°31.1′)
事故等調査の経過	平成26年11月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第八宝栄丸、19トン 260-35458 東京、株式会社東京海事通商（船舶所有者）、 渋田海運株式会社（船舶借入人） B パージ 波知丸、全長約25m なし、栄臨建設株式会社 C 交通船 第五昭福丸、5トン未満（長さ7.69m） 210-29892 宮城、佐藤工業株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船尾部にペイント剥離 B なし C 右舷外板に亀裂等
事故等の経過	A船は、船長A及び甲板員2人が乗り組み、軽荷状態のB船の船尾凹部に船首部を結合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、船橋で船長Aが操船を行い、甲板員2人をB船の左舷側船首尾のビット付近にそれぞれ配置し、出島漁港の港奥の東側岸壁に左舷着けするため、着岸作業を開始した。 東側岸壁は、その北端が、北側岸壁とほぼ直角に接しており、A船押船列は、東側岸壁の北端付近に着岸する予定であったが、その前方には複数の漁船が着岸していた。 A船押船列は、船長Aが前方に着岸中の漁船に接近しないように注意を向けて右旋回を行っていた際、右舷側に強風を受けて北側岸壁側に圧流され、船長Aが左舷後方の北側岸壁に左舷着けで着岸中のC船に接近していることに気付き、機関を前進にかけたものの、平成26年9月24日15時45分ごろC船の右舷側にA船の左舷船尾部が衝突した。 船長Aは、A船押船列を東側岸壁に着岸させた後、C船の損傷状況

	を確認した。
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 6～7、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 高潮時</p> <p>女川町には、9月24日17時10分に強風、波浪及び高潮注意報が発表された。</p>
その他の事項	<p>A船の喫水は、船首尾共に約2.5m、B船の喫水は、船首尾共に約0.5～1.0mであった。</p> <p>A船押船列は、本事故当時、台風16号から変わった温帯低気圧の接近に備え、女川町女川港から出島漁港に向かった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A船押船列は、出島漁港の東側岸壁に着岸作業中、船長Aが同岸壁前方に着岸中の漁船に注意を向けて右旋回を行っていた際、右舷側に南西風を受けて圧流されたことから、北側岸壁に着岸中のC船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船押船列が、出島漁港の東側岸壁に着岸作業中、船長Aが同岸壁前方に着岸中の漁船に注意を向けて右旋回を行っていた際、右舷側に南西風を受けて圧流されたため、北側岸壁に着岸中のC船と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着岸する際には、風やうねりに圧流されて岸壁や着岸中の船舶等に衝突するおそれがあるので、慎重な操船に努めること。